

国連気候変動枠組条約 COP28 サイドイベント傍聴レポート

パリ協定 6 条 4 項における次の動向

～国連の新規カーボンクレジットメカニズムの運用～

What's next for Article 6.4?

-Operationalizing the UN's new carbon crediting mechanism-

(一社) 海外環境協力センター (OECC)

- 日時 : 2023 年 12 月 3 日 (日曜日) 18:30–20:00 (現地時間)
- 場所 : Side Event Room 4 – B6 zone, COP28 Dubai
- 主催 : Secretariat of the United Nations Framework Convention on Climate Change (UNFCCC)
- スピーカー: **Amy Merrill**, Interim Chief Operating Officer of ICVCM; **Olga Gassan-zade**, Chair of Article 6.4 Supervisory Body; **El Hadji Mbaye Diange**, Vice Chair of Article 6.4 Supervisory Body, **Kristin Qui**, Alternate member of Article 6.4 Supervisory Body / Co-chair of the working group of Sustainable Development tools; **Maria Aljishi**, Co-chair of Article 6.4 Supervisory Body / Co-chair of the working group of removals; **Sonam Tashi**, Ministry of Energy and Natural Resources Affairs, Bhutan; **Rueban Manokara**, National Climate Change Secretariat, Singapore; **Pasang Dolma Sherpa**, Center for Indigenous People's Research and Development; **Karen Holm Olsen**, UNEP Copenhagen Climate Center; **Andrea Bonzanni**, International Emissions Trading Association
- 参加者数: 120 人程度
- 概要: 本サイドイベントは、パリ協定 6 条 4 項メカニズムの運用に向けた最新の作業状況と今後の見通しについて共有、及び議論を行うことを目的に開催された。まず、6 条 4 項の監督機関の議長及び副議長より方法論、除去に関する 2 つのレコメンデーション等の 2023 年に達成された作業の成果、2024 年の見通しについて共有が行われた。続いて実施された監督機関メンバー、及び関係者 (SB メンバー) によるパネルディスカッションでは、国のニーズに応じたキャパシティビルディング構築の必要性、先住民族がメカニズムのプロセスに関与することの重要性、6 条 4 項メカニズムによって生み出されるクレジットの買い手となる国や民間セクターより 6 条 4 項メカニズムに期待する高品質なクレジットへのアクセスの提供や早期に運用を開始することの重要性について意見が述べられた。また、質疑応答では、CDM プロジェクトの移行を含む方法論の開発、持続可能な開発ツールや苦情処理メカニズム、レコメンデーションに基づいた除去に関するガイダンスの開発といった今後の監督機関の作業に関する質問に基づいた議論が行われた。
※本ウェビナーの録画は[こちら](#)から閲覧可能。
- パネルディスカッション [モデレーター : **Amy Merrill**, Interim Chief Operating Officer of ICVCM、パネリスト : **Olga Gassan-zade**, Chair of Article 6.4 Supervisory Body; **El Hadji**

Mbaye Diange, Vice Chair of Article 6.4 Supervisory Body]

- ✓ Merrill 氏 : 6 条に関し、2023 年において何が重要な出来事であったか、また何が達成されたか。
- ✓ Gassan-zade 氏 : 我々は 18 ヶ月間、100 を超える決定を行い、現在締約国に採択が委ねられている方法論や除去に関するレコメンデーションといったメカニズムの運用に関する 2 つの根本的事項をもたらした。
- ✓ Merrill 氏 : 成果を踏まえ、我々は 2024 年にどのような状況が見られるか。
- ✓ Diange 氏 : 既に述べられた通り、我々は方法論、除去に関するレコメンデーションをもたらすことが出来た。しかし、方法論の採択は、来年メカニズムを稼働するための最低条件である。また、方法論の開発と評価、除去を含む活動についての要求が CMA に採択されるだけでなく、監督機関はレコメンデーションに記載されている詳細な事項に取り組む必要がある。既に CDM の方法論に関する作業を開始しているが、プロジェクト参加者、及び加盟国が提出する新しい方法論は、設置された方法論と認定に関する異なるパネルによって評価される。また、我々はレポートにて、DNA (the Designated National Authorities) フォーラムの設置を提案している。なぜなら 6 条 4 項における DNA の役割は CDM とは完全に異なり、メカニズムを機能させるため、我々は国家と協定を締結の上、国家の内部に DNA を設立する必要があるからである。また、既に手順と基準を備えた CDM の移行プロジェクト、複数のアプリケーションの運用を開始する必要がある。すなわち、レコメンデーションが CMA に採択された後、来年の第 2 四半期に方法論の稼働を開始し、妥当性確認を含むプロジェクト登録の受付を開始することが見込まれる。来年早々に行うコンサルテーションの下、活動サイクルの一環として、得られたフィードバックに基づく可決を行う必要があり、持続可能な開発ツール、6 条 4 項に含まれるグリーバンス (苦情処理) 手続きの 2 つの重要な要素を扱う予定である。

■ **質疑応答**

- ✓ Q.1 [Olivia Tuchten, Principle Climate Change Advisor, Promethium Carbon] : 今年の終わりに設定された CDM プロジェクトの 6 条 4 項への移行の締切りについて、延長はあり得るか。
- ✓ A.1 Diange 氏 : プロジェクトの移行は、プロジェクト提案者にとってシンプルな手順となり、既存の CDM 方法論または新規方法論に関するフォームの記入が現時点で要求されていることであり、その後、今月末 (2023 年 12 月) に締切りが設定されている文書でのやり取りが生じる。プロジェクト参加者が要求されていることは、移行の意思を示すものであり、移行プロセスはその後に実施される。延長が発生するとは思わないが、それは CMA 次第である。
- ✓ Q.2 [Tomohiro Harada, PHD Candidate at NMBU, Norwegian University of Life Sciences] : 先日、コンタクトグループにおいて、科学的なガイダンスが欠如しているとの関心事項が述べられたが、来年または近い将来、監督機関へ専門家を招聘する予定はあるか。
- ✓ A.2 Diange 氏 : 我々は加盟国や機関からの提案を頼りにしており、機関や科学者を含めたすべてのステークホルダーからの提出物は検討される。来年は評価プロセスにおいて追加的に監督機関を支援する専門家を招聘する予定であり、科学者からの提案を促進するため、積極的にコミュニケーションを行う予定である。すべてのコメントを考慮することは過酷な作業であるが、科学者、企業、政治家等の様々な立場の人々によって議論が行われるため、より深い評価が行われると考える。

- **パネルディスカッション** [モデレーター：**Amy Merrill**, Interim Chief Operating Officer of ICVCM、パネリスト：**Kristin Qui**, Alternate member of Article 6.4 Supervisory Body / Co-chair of the working group of Sustainable Development tools; **Maria Aljishi**, Co-chair of Article 6.4 Supervisory Body / Co-chair of the working group of removals; **Sonam Tashi**, Ministry of Energy and Natural Resources Affairs, Bhutan; **Rueban Manokara**, National Climate Change Secretariat, Singapore; **Pasang Dolma Sherpa**, Center for Indigenous People's Research and Development; **Karen Holm Olsen**, UNEP Copenhagen Climate Center; **Andrea Bonzanni**, International Emissions Trading Association;]
- ✓ **Merrill 氏**：6 条 4 項のキャパシティビルディングに関する課題、6 条 4 項がホスト国にもたらす機会について、DNA に携わられてきた経験に基づく知見を伺いたい。
- ✓ **Tashi 氏**：我々がグラスゴー（COP26）後に、どのように 6 条実装を開始したか、何に注意を払ったかについて、監督機関が途上国のキャパシティビルディングを構築する際、国内で制度的アレンジメントの対処を行いながら、法的根拠と公的機関の誰が認可を行うか、誰が登録簿（レジストリ）を管理するかに関する決定等、基本的に制度的アレンジメントを概説した炭素市場ルールの策定を行った。また、UNFCCC のレジストリを待つか、国家独自のレジストリを構築するかについて政府内で多くの議論が行われ、結果として国家独自のレジストリを用いる決定がなされた。（削減）規模を持たない緩和活動を有し、実行能力のない小国として、ブータンは気候基金を設立することを決定した。それは多くの緩和活動を集約し、緩和活動を支援する資金を積み立てる。6 条の制度構築において、政府は将来的にカーボンクレジットから資金を調達する決定を行っており、国家の環境努力が資金をもたらすことを期待している。市場に関して、クレジットを売るために既に複数の国と 6 条 2 項に関する二国間協力等のパートナーシップにエンゲージメントする必要がある。多くの民間企業や国によって 6 条の活動が行われているが、彼らに 6 条活動を許可する取引と投資のルールを設ける必要がある、それはエネルギー政策や外国投資の制限に関するものである。これらは DNA の義務を超えた点であり、我々の貿易・商産業と議論を行う必要がある。なお、キャパシティビルディングの課題について、トレーニングプログラムは各国のキャパシティに基づいて構成されるべきであり、我々の国を例に挙げると、レジストリに関するキャパシティが必要であるが、何にフォーカスを当てるかに関しては、各国が独自に評価を行い、検討する必要がある。そのため、6 条において何を実施すべきか検討の上、各国が国の能力に応じたプログラムを選択する必要がある。
- ✓ **Merrill 氏**：（監督機関に）Tashi 氏の発言を受けたコメントを伺いたい。
- ✓ **Aljishi 氏**：キャパシティビルディングの努力は行われているが、まだ重要なことが多くの国、とりわけ開発途上国、そして彼らの 6 条 4 項等のメカニズムへのアクセス能力の構築が必要とされていることを認識する。
- ✓ **Merrill 氏**：政府の観点で、6 条 4 項メカニズムは、どのように買い手の国と売り手の国の NDC 達成に貢献すると考えるか。
- ✓ **Manokara 氏**：買い手としてのシンガポールの見解を共有したい。我々は、代替エネルギーに関して不利な状況にあり、国際的なコラボレーションなしではネットゼロは達成できないため、ITMOs はネ

ットゼロ達成の手段の一つである。6条4項または6条全体として、このパネルには3つの意義があると考えている。第1に、6条4項は、高品質カーボンをクレジットにアクセスするためのメカニズムである。現在、シンガポールは炭素税制度を通じ、シンガポールの80%の経済を支える企業が5%の排出に対し、国際的なカーボンをクレジットによりオフセットを行うことができる。国際的なカーボンをクレジットは、国際的な基準に準拠している必要があり、我々は既に設立、運用されている CORSIA を参照している。高品質のクレジットに関し、先月発行されたカーボンをクレジットの十全性に関する7つの原則を参照している。同様に、6条4項メカニズムにおいて高品質のクレジットを注視しており、我々シンガポールは6条4項メカニズムの高品質クレジットの要件を満たし、アクセスすることを期待している。第2に、標準化されたプロセス及びインフラストラクチャーに関することである。6条4項は中央集権型のメカニズムであり、メカニズムレジストリについて既に述べられたように、どのようにメカニズムレジストリが国際レジストリに対し、補完的な機能を提供し、最終的に1.5°C目標を達成するため、どのように効果的に炭素市場へ参加する国を増やすかということである。6条4項メカニズムは、参加国を増加させ、6条2項を補完する重大な側面を担っている。我々は、6条2項、4項を補完的メカニズムとして見ており、買い手と売り手の両方が彼らの目標達成の為に参加することが可能である。例えば、6条2項の下、シンガポールは自主的市場の基準を活用する。なぜなら、それらは既に構築の上、運用されており、信用に足るからである。同様に、6条4項も信用に足る方法論を提供できる可能性が高いため、複数のメカニズムは補完的であると考え。3つ目の観点は、6条4項の開発とともに、相乗効果を生み出すプラットフォームを有することである。シナジーを生み出すのは、加盟国のみならず、プラットフォームの一部となり得る複数のエコシステムプレイヤーである。ブータンのように、国際レジストリを選択せず、国家レジストリを選択した例において、多くの国が国家レジストリを保有するものの国際レジストリを活用する場合、必要となることは複数のメカニズムを通じ、透明性を促進するメカニズムが必要となるということである。そのため、シンガポールは、世界銀行や IETA と協働し、メカニズムが相互に機能しているか確認する Climate Action Data Trust (CAD トラスト) を設立した。システムが構築された際、補完性と透明性を構築することで、6条2項、4項に関わらず、集約的に必要とされる高い十全性と堅牢な炭素市場をもたらすと考える。

- ✓ Aljishi 氏：シンガポールが行っていることを支持する。また、日本、タイ、南アフリカを含め、他国が構築したメカニズムは、アプローチは似ているが、運用において若干異なる選択を行っていることを強調したい。メカニズムの稼働において必要なことは、1.5°C目標に向け、需要側・供給側に可能な限り早期に利用可能なものを提供することである。
- ✓ Merrill 氏：6条4項監督機関は、どのように意義を以って先住民 (Indigenous Peoples: IPs) 及び地域コミュニティ (local communities: LCs) を巻き込むことができるか。
- ✓ Sherpa 氏：一般的に気候変動に関する議論において、先住民は受益者としてだけでなく、最も脆弱な人々として見なされる。土地との有機的な関わりを持つ先住民は、しばしばその役割を忘れられることがあるが、知識・文化的価値を通じ、重要な役割を担い、貢献することが可能である。また、森が（単に）木として捉えられることが多くあるが、先住民にとっては、文化的、社会的、精神的な共生の象徴である。REDD+の結果ベースの支払い (Result-based payment) に関する議論の一部は、2007年の終わり又は2008年に始まり、カンクン合意のセーフガード機能、REDD+の

実装における社会環境のセーフガードについて多くの議論を行ったが、期待通りの結果には至っていない。そのため、REDD+の実装において我々が得た教訓は、キーマンとしての IPs 及び LCs にとっての機会、とりわけ貢献に関する認識を前進させるために議論の対象に挙げることである。また、先住民にとって生活および生死に関わる問題である人権ベースのアプローチに基づくことが重要であると認識する。先住民にとって、パリ協定を含む国際条約や国際会議（での議論）に沿って、森林と土地の問題に対処することは、先住民の権利を尊重することである。UNFCCC の FWG (The Facilitative Working Group of the Local Communities and Indigenous Peoples platform) の共同議長を務めた際、気候変動開示に関する IPs 及び LCs のエンゲージメントに関する評価を 197 カ国で行った結果、先住民のエンゲージメントはかなり低かった。(IPs 及び LCs の) エンゲージメントをどのように促進するかについての教訓は、先住民のエンゲージメントは脅威ではなく、機会であり、持続性が不在とならない Win-Win 関係を生み出すオーナーシップを構築する一助となる。6 条 4 項メカニズムが持続可能な開発を扱っていることは喜ばしいことであり、先住民の役割を認識せずに SDGs を促進することはできないと考える。気候強靱性は、直接ではないが、間接的に先住民が関連している。なぜなら、現地の強靱性は、知識価値、文化的実践、独自の制度、統治システムといった強靱性を構築する原動力に基づき、持続可能性は先住民の強靱性を構築すると信じているからである。しかし、多くの事象において、先住民はその役割と貢献にもかかわらず、彼らの強靱性は悪化し、より脆弱となっている。最近の調査で判明したことは、慣習的な土地・資源と現地住民との関連において、法的承認がないことである。そのため、先住民との土地と資源との共生において、法的保護が促進されることを望む。

- ✓ Qui 氏：我々は持続可能な開発について多くの議論を行ってきたが、11 月 3 日から 12 月 1 日に実施されたツールに関するコンサルテーションにおいて、いくつかの原則と基準は、優良事例・経験から引き出されたものであり、先住民及び人権に関する原則も含む。我々は、先住民のエンゲージメントに関して合意し、そのようなエンゲージメントを持続可能な開発ツールを通じて培うことを確約したい。それはエンゲージメントの 1 つであり、他エンゲージメントも同様である。
- ✓ Merrill 氏：長年持続可能な開発に携わってきた立場として、現在どのような作業を行っているか。
- ✓ Olsen 氏：CDM の方法論や持続可能な開発ツールに 20 年程関わってきたが、それらには欠点があった。改善点としては、表面的な持続可能な開発からコベネフィットと呼ばれる環境十全性や社会十全性といった評価の中心に定義されていることである。もし先住民や地域コミュニティを侵害した場合は、高品質のクレジットとは評価されない。我々が現在開発を行っている持続可能な開発ツールについて、2 つの重要事項を挙げたい。1 つはパリ協定からの要求に基づく持続可能な開発の文脈において、6 条 4 項は全ての炭素市場を含め、最も優れた基準で構築していることである。方法論はチェリーピッキング（数多くの事例の中から自らの論証に有利な証拠のみを選び、それと矛盾する証拠を隠す、あるいは無視する行為）ではなく、ポジティブなインパクト及びネガティブなインパクトの両方を評価する。もう一つの課題として、除去が挙げられ、現時点で完全にカバーされておらず、とりわけ技術面では経験が少ないことから未熟な状況にあり、何がセーフガードとなるべきか、どのように持続可能性を評価すべきかが不明である。しかし、気候変動緩和策として除去の技術を用いることは明らかにポジティブなインパクトがある。また、持続可能な開発ツールがアクティビティサイクルに

組み込まれたことをポジティブにとらえる。6条4項メカニズムはスタンドアロンシステムではなく、監視、妥当性確認、及び検証（MRV）が行われ、それによって堅牢性がもたらされる。

- ✓ Qui 氏：監督機関は、持続可能な開発環境や、社会的セーフガードといった重要な側面に取り組みたい。
- ✓ Merrill 氏：買い手側の見解として、民間セクターは投資を解除するために何が出来るか。また6条4項は民間セクターの投資を呼び込むために何を行うべきか。
- ✓ Bonzanni 氏：民間セクターの少なくとも300を超えるメンバーは、炭素市場とりわけ6条4項に関与したいと考えている。我々は時間的制約から可能な限り早期にメカニズムを必要としていることは明らかであり、この10年のNDCサイクルにインパクトを与えるためには、6条4項メカニズムが必要である。そのためには、プロジェクト開発者がプロジェクト登録を行う為の方法論を承認する必要がある。我々は、方法論と追加的要求であった除去に関する2つのガイドラインが合意に至ったことを喜ばしく思うと同時に、締約国がこれら2つのレコメンデーションが早急に採択されることを望む。なぜなら、採択なしでは更なる遅延が発生し、COP29の後まで方法論を承認することが出来なくなるからである。運用に関する決定の遅れはプロセスと信頼性に関する誤った信号を送ると考える。2つ目の点は、民間セクターにとって重要な認可についてである。ホスト国によるアクションは、パリ協定を遵守し、認証された排出削減となり、プロジェクト開発者や出資者にとって、認可を得られる／得られないことが、プロジェクトの経済面にかなり大きな違いをもたらす。そのため、我々は各国が認可に関する変更を行い、取り消す前にこれら決定が行われることを望む。承認プロセスの遅れは、ホスト国や現地コミュニティにとって単に過去の機会だけでなく、財政的に高い代償をもたらす。最後に、6条4項メカニズムへのニーズとして、競争力のあるクレジットメカニズムとなることを望む。創設期のCDMとは異なり、6条4項メカニズムは、6条2項の下で多くの国家、及び独立したメカニズムがあるように唯一の選択肢とはならず、UNFCCC参加の下、全てのステークスホルダー、プロジェクト開発者、買い手、売り手が注視し、高い十全性をもたらすアドバンテージがあると考え。しかし、同メカニズムを使う代わりに、他手段を用いる場合、複雑かつコストがかさむ状況を生む。もしも、全ての市場が十全性を有する場合、それはスピード、プロセスの複雑さ、コストに関する問題であると認識する。
- ✓ Aljishi 氏：18か月間、我々は9回の会合を実施し、それら5週間の間隔において、2週間前、少ないときは1週間前に文書が提示されることがあり、各文書の付属書は毎回数千ページにも及んだ。しかし、我々の評価が正確かつ、環境十全性につながると信じており、メカニズムが早期に稼働可能になり、民間セクターに提供できると信じている。

■ 質疑応答

- ✓ Q.1 [Rebecca Iwerks, Grassroots Justice Network]：監督機関メンバーに質問を行いたい。苦情処理メカニズムに関し、ドラフト版文書を拝見したところ、人権、特に先住民の人権に関する枠組みが欠如していると考え。十全性を望む声は多く聞こえたが、それは時にギャップがあると感じ、誰がそれをもち、どのように文書において表現されるのか。
- ✓ A.1-1 Qui 氏：苦情処理手続きに関し、我々は直前の会議で検討し、持続可能な開発ツールとともにパブリック・コンサルテーションにかけたところである。現時点で8～9のインプットが得られ、今後

議題に取り上げる予定である。我々はこれまで文書や寄せられた関心に関する多くの議論を行い、誰にとってもネガティブなインパクトを与えないことを保証する。あなたが取り上げたトピックは我々が検討を行っていることの最先端であり、パブリック・コンサルテーションによるインプットが、我々がどのような取組を行うかについて、決定の助けとなることを期待する。

- ✓ A.1-2 Gassan-zade 氏：我々は活動基準の下、事前コンサルテーション、継続的なグローバル・ローカルコンサルテーションを含む複数階層のコンサルテーションを有し、控訴と苦情に関するコンサルテーションは、コミュニティ及びステークホルダーによる検証を行うため、まだ終了していない。文書において、それに関する記載が見られないのは、長期間に渡る検証の過程にあるからである。
- ✓ Q.2 [Juliana Kessler, Consultant, Perspectives Climate Research]：SB メンバーへの質問となるが、最初の方法論はうまくいけば来年の第 2 四半期に提出されるとの事だが、プロジェクト開発者や方法論開発者が提案可能となる方法論と除去に関するレコメンデーションの効率的なガイダンスは発行されるか。詳細なガイダンスを発行するには、まだこれらツールを開発する必要があると述べられたが、遅くともいつ頃ツールを使用することができるか。
- ✓ A.2-1 参加者 (SB メンバー)：方法論ガイダンスは、パリ協定の文脈において、追加性といった難しい問題への対応が必要であり、合意に至ることは容易ではない。しかし、我々の経験を基に方法論を開発すること、来年中にそれらツール、うまくいけばガイダンスを利用可能にすることは可能であり、新規メンバーがそれらを達成することは可能と考える。なぜなら、我々は既に実装のために十分な方向性が示されたからである。それらに関し、難しい議論が発生すること等、大なり小なり課題は存在すると予想するが、それは当然のことであり、来年には実現が可能と考える。
- ✓ A.2-2 小唄氏、パリ協定 6 条実施パートナーシップセンター長、IGES：我々は、SB メンバーのキャパシティを考えると、我々を支援する外部の専門家が必要であり、これらツールの開発を支援する Meth Panel (Methodologies Panel: MP) を開発している。同パネルは我々、全ての専門家が必要とすることをもたらすと考える。なぜなら、ベースライン、追加性、及びリーケージに関し、我々は既に、外部専門家の支援を必要とする内容に踏み込んでいるからである。うまくいけば我々はツールを早期に開発できると考えると同時に、方法論に関する要求もプロジェクト参加者の新規方法論の提出を可能にすると考える。すなわち、ツールは方法論の開発を支援し、新規方法論が開発されることを妨げない。また、これらツールが、プロジェクト提案者にベースライン、追加性、及びリーケージを実証するため、どのような情報やデータが必要とされるかを明確にする、または促進すると認識する。そのため、外部専門家の支援によって、来年、可能な限り早くツールが開発されることを望む。
- ✓ Q.3 [Lidia Ruiz, Technical Development Manager, ICVCM]：SB メンバー、また Sherpa 氏への質問だが、社会的セーフガード、及び先住民の関与について、どのように先住民の意見を集め、関与を促進しているか。
- ✓ A.3-1 Qui 氏：我々は文書に関する多くのパブリック・コンサルテーションを実施し、会議の 2 週間前に文書を公開するという標準的なプロセスを実践している。SB 会合の様子を閲覧、参加、または対話可能な登録オブザーバーがおり、先住民族を代表するオブザーバーからのインプットも取得している。また、持続可能な開発ツールにおいて、先住民の関与の為に個別（複数段階に分けた）の招聘を行っている。そのため、透明性という意味でも、先住民は我々の議論へのアクセスが可能であり、

SB メンバーと対話を行う機会を有する。

- ✓ A.3-2 Sherpa 氏：コミュニティレベル、国家レベル、グローバルレベルで、プロセスにおける先住民のオーナーシップが欠如しており、オーナーシップ・関与・参加の欠如は、良い結果をもたらされないと考えるため、それらは必要不可欠である。パリ協定は排出削減を達成するが、NDC における適応目標、提出プロセスを見ると、どのように先住民や現地コミュニティが関与しているかについて疑問が浮かぶ。先住民は森林保護における権利保有者であるため、受益者というだけでなく、とりわけ苦情処理メカニズム構築の意思決定における重要なアクターである。
- ✓ Q.4 [Erika Lennon, the Center for International Environmental Law]：多くの事項について合意に至り、十全性を確保し、6 条 4 項が害をなさないことを望む声を聞くことが出来たのは素晴らしいと考える。しかし、一方で除去に関するレコメンデーションには多くの完了すべき作業があり、運用に向けて、それらを完了することは環境十全性への害を防ぎ、持続可能な開発ツールに関し、人権を保護することを意味する。もし、それらレコメンデーションを承認し、運用可能にする場合、文書に基準に関する記載がない状態で、特に除去に関する活動を開始することは危険が伴うと考えるが、除去を伴う種類の活動は、これらなしで進められないようにする意向はあるか。
- ✓ A.4 Aljishi 氏：我々が文書で多くの実例を示しているのは、まだ多くの作業を完了させる必要があるからである。CMA は除去に関する一般的なガイダンスを求めたが、国際コミュニティが必要とし、除去の種類に応じたすべての必要不可欠かつ適切なセーフガードが記載されたガイダンスを提案することは不可能である。それは我々も望むことではあるが、与えられた委任の範囲では不可能である。そのため、CMA には方向性を示すように要求した。その指示を踏まえて、我々は更なる作業を行うことができる。また、運用に関して、全てのタイプのプロジェクトが一度に開始するとは考えられないため、いくつかのプロジェクトが参加する機会を提供の上、CDM プロジェクトの移行に関する活動を 2025 年まで行う必要がある。そのため、我々は更なる作業によってメカニズムを運用可能にし、移行についても、Meth Panel を通じ、既存の方法論を CMA によってこの COP にて受理された方法論のガイダンスを通じて改訂し、2025 年に切り替えることを望む。

作成：藤瀬 航